

監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年3月26日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和6年1月25日（木） 午前11時00分から
- 2 監査対象部局及び監査対象
教育部 学校教育課
 - （1）バス運行業務委託（小学校費・学校管理費）の契約内容及び利用状況について
 - （2）バス賃借料（中学校費・教育振興費）の契約内容及び利用状況について
 - （3）学習用タブレットの管理（修繕費用負担）について
 - （4）自転車通学安全補助金について
 - （5）木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画に基づく取組状況について
教育部 こども宝課
 - （1）幼稚園バス運行業務委託の契約内容及び利用状況について
 - （2）公立保育所民営化等実施計画1期の検証について
 - （3）子育て支援施設（幼稚園・保育園・こども園）の今後について
教育部 社会教育課
 - （1）社会教育課所管施設の管理運営方法について
 - （2）社会教育課所管施設の照明灯LED化について
 - （3）加茂プラネタリウム館、山の家利活用に係る検討状況について
教育部 文化財保護課
 - （1）文化財愛護団体に対する補助金について

- (2) 文化財を活用した観光政策等（庁内連携を含む）について
- (3) 文化庁移転によるメリット及び連携について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【学校教育課】

バス運行業務について、契約単価（金額）の適正判断はしていないとのことである。特に、随意契約であり、事業者が提示した価格のままの契約は好ましくない。社会情勢や近隣自治体の契約状況などを参考に適切な価格での契約に努められたい。また、長期継続契約についても、可能性を検討し、より安価で有効的な活用を進めていただきたい。

自転車通学安全（ヘルメット）補助について、補助金の交付に係る諸手続きが完全に欠落している。現在、全庁的に補助金ガイドラインの策定に向けての議論が始まった。自転車通学安全補助金についても、多くの課題を抱える補助事業のひとつである。補助金ガイドラインを通じて、適切な制度設計を速やかに策定していただきたい。

【こども宝課】

保育の民営化に向けた取組みについて、民営化によるメリットは、民営化をしないことのデメリットに比例するものである。効果は、国費・府費の財源活用であり、多大な効果が確認されている。現在、策定されている再編実施計画を確実に進めることにより、より適正で効果的な管理運営に努められたい。

【社会教育課】

東部交流会館の管理運営について、現在、直営により施設運営が行われているが、事務の一部は民間活用が確認できる。指定管理との比較検討を進めるなど、直営での施設運営の必要性を十分検討されたい。

未利用の社会教育施設（加茂プラネタリウム館、山の家など）については、利活用は困難であることは確認されている。今後、これらの社会教育施設をどうしていくのか、方針を決定していかないと経費が嵩むばかりであることから、除却なども含めた明確な方向性の検討を急がれたい。

【学校教育課・こども宝課・社会教育課 共通】

以前からの定期監査でも述べているが、会計課に回付される支出命令書等について、未だに、押印漏れや添付書類に関する不備などが多く見受けられるとともに、毎年、特定の部署に偏っている。引き続き、個人の判断に委ねることなく、会計事務規則及び会計課より周知されている支出マニュアル概要版や支出命令書チェックリストなどを用いて、所属部局として正確な事務処理を徹底されたい。

【文化財保護課】

文化財愛護団体補助金について、各団体の活動などにより、補助額（率）が異なることが認められる。明確な補助金交付基準に基づくルールを整理されたい。

以 上。